【部会名】 源泉部会

【タイトル】 3月研修会

【日時】 平成20年3月19日(水) PM3:00~5:00

【場所】 法人会館



【演題】「役員退職金の取り扱い」 【講師】林 統括官(法人課税第2部門)

【概要】主な事例とその回答は以下の通り。

(1) 役員の**分掌変更等で退職金として支給される一時金の取り扱い** 非常勤取締役となった(但し、会社の主要事項の決定に地位を占めて いる)創業者に対する退職金

実際に経営に従事しているから退職に該当せず。役員賞与となり、損 金不参入。 役員報酬が低額の場合(赤字にしたくない為にする例が多い) 退職金の支給額も低くなるので、同業他社の同じような役員のケースに倣い支給したい。過大退職金として損金不参入となるのか?

同業他社で事業規模の類似するものの役員退職金の支給に照らし、相当と認められる金額は損金算入できる。但し、損金経理が要件。

(2) 使用人兼務役員になった時に退職金を打ち切り支給したが、数年を経て執行役員になったので使用人兼務役員の役員分のみの退職金を支給した。今回は執行役員を退任する事になったので、**使用人兼務役員の**使用人部分の**退職金の支払い**をしたい。

使用人兼務役員は法律上、雇用関係は委任関係になっており、本来は 役員である。故に、使用人部分の退職金の支払いは出来ない。

(3) 執行役員への就任に伴い、退職金として支給される一時金の取り扱い。

次のいずれにも該当するケースは、退職金等と扱う。

A.執行役員との契約は委任関係。

- B.執行役員退任後の使用人としての再雇用が保障されていない。
- C. その報酬・福利厚生・服務規律等は、役員に準じるもの。
- D.任務や規定に反する行為した事による使用者に生じた損害について 賠償責任を負う(所得税基本通達30の2の2)
- ・ 従来は使用人の最上級との位置付けから、執行役員に就任した時に 退職手当は支給していなかった。今回、前述の基本通達の要件を満た す規定を導入し、執行役員全員に対し退職金を打ち切り支給する事に した。

取締役を退任させ執行役員に就任させるとともに退職手当を打ち切り支給する事とした。

使用人から執行役員となる場合(前述の基本通達を満たす) 及び役員から執行役員となる場合もいずれも法令上の地位の変動が認められる為、原則として退職所得。

よくある事例を判り易く解説された研修会であった。

(文責・武田)